

米軍基地関係特別委員会記録
＜第1号＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会閉会中）

平成20年10月27日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成20年10月27日 月曜日
開 会 午前10時00分
散 会 午後12時18分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について）

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	山 内	末 子	さん
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	満	君
委 員	玉 城	義 和	君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

中 川 京 貴 君

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	上 原 昭 君
基地防災統括監	平 良 宗 秀 君
警察本部刑事部長	日 高 清 晴 君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習、跡地利用計画等米軍基地関係の諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人操縦の小型飛行機墜落事故についてを議題といたします。

本日の説明員として知事公室長及び警察本部刑事部長の出席を求めております。

まず初めに、米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について審査を行います。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

日高清晴刑事部長。

○日高清晴刑事部長 名護市真喜屋における米軍所属の小型飛行機墜落事故の概要について説明いたします。

本件は、本年10月24日午後6時30分ごろ、在沖米軍嘉手納航空基地所属の米空軍兵4名が搭乗した嘉手納航空基地エアロクラブ所属の小型セスナ機(機体番号N4961R)が、奄美大島から嘉手納航空基地へ向け飛行中、名護市真喜屋の上空において、何らかの原因で低空飛行となって電線に接触した後、さとうきび畑に墜落し、搭乗していた4名のうち1名が負傷した事案であります。

県警察におきましては、事故発生後、現場において事実関係の把握や現場保

存、周辺道路での交通規制を行うなど現場近くにおける住民の安全確保を行う一方、搭乗していた米軍人や目撃者等からの事情聴取を実施する等の初動捜査を行っております。

また、10月25日(土)、墜落した小型機、墜落場所について検証許可状及び小型機自体の差し押さえ許可状の発付を得て、検証を行っておりますが、機体の差し押さえについては米軍の同意を得られておりません。

県警察では、操縦士、小型機に搭乗していた4名の米軍人からの再聴取、関係資料の提供について米軍当局に要請しているところであり、今後とも本件解明に向け、所要の捜査を推進する方針です。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、知事公室長の説明を求めます。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております、米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について、県の対応を御説明いたします。

去る10月24日(金)、午後6時30分ごろ、嘉手納飛行場のエアロクラブ所属のセスナ機が、名護市真喜屋の畑地に墜落する事故が発生しました。

今回の事故では、地域住民への人身上の被害はないものの、航空機関連の事故は、一步間違えれば大惨事につながりかねず、県民に大きな不安を与えるものであり、遺憾であります。

県は、10月25日、第18航空団司令官及び在日米軍沖縄地域調整官に対して、沖縄県警察の捜査に協力し、今回の事故原因の徹底究明と公表を行うとともに、事故の再発防止と安全管理の徹底について強く申し入れたところであります。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

これより米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 現場に行って、国道のすぐそばということと、本当に大変な状況だなと思いますが、これは基本的なことをお聞きしたいんですが、軽飛行機の所有者というのはどこになるのですか。

○日高清晴刑事部長 この飛行機の所有は米軍当局は米軍の所有だと言っております。

○前田政明委員 この乗組員は全員軍人なんですか。

○日高清晴刑事部長 そうです。

○前田政明委員 所属は。

○日高清晴刑事部長 嘉手納航空隊です。

○前田政明委員 先ほど証拠として差し押さえをやろうとしたけどできなかったということの法的根拠は何ですか。

○日高清晴刑事部長 日米地位協定第17条です。

○前田政明委員 この第17条の趣旨をもう少し詳しく、県民がわかるように説明お願いできませんか。

○日高清晴刑事部長 合衆国財産については合衆国の同意を得ないと差し押さえはできないという規定です。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、平良宗秀基地防災統括監から日高刑事部長の答弁は日米地位協定第17条に関する合意議事録に記載されているとの補足説明あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 先ほどの休憩中のやつをもう一度答弁してもらえませんか。

○上原昭知事公室長 日米地位協定第17条に関する合意議事録によりますと、日本国の当局は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について捜索、差し

押さえまたは検証を行う権利を行使しない。ただし、合衆国軍隊の権限のある当局が、日本国の当局によるこれらの搜索、差し押さえまたは検証に合意した場合はこの限りではないということで、搜索、差し押さえ等については米軍の同意を要するという趣旨であります。

○前田政明委員 それで先ほどのことになりましたが、今県警察としては同意を求める手続はしたと。その辺をもう少し、経過を含めて日時的に説明してもらえませんか。

○日高清晴刑事部長 県警察におきましては、まず事故が発生したということで、裁判官に現場の検証許可状と機体の差し押さえの令状を請求してとっています。それで検証についても同じ規定で、米軍の承諾を得ないといけない。差し押さえと同じ規定です。米軍には、それについてはいいということで了解を得て検証しています。あと機体の差し押さえについて、現場で米軍の現場の責任者に対して、これを差し押さえしたいということをしり入れております。これについて向こうとしても承諾できないということで回答があったので、さらに文書で、現在、嘉手納飛行場の責任者に対して申し入れをしているところです。

○前田政明委員 皆さんが立件しようとしている罪状はどのような事項が適用される内容ですか。

○日高清晴刑事部長 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律というのがありまして、その第6条に、「過失により、航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、若しくは破壊した者は、10万円以下の罰金に処する。」という法律です。

○前田政明委員 証拠として機材は今のところ差し押さえできていないと。そうすると実行者の氏名やそういうものはしっかりと掌握できているんですか。

○日高清晴刑事部長 今県警察では米軍の協力を得て、機体の中、外を直接時間をかけて十分に調べることはできませんでしたが、しかしながら機体については現在米軍当局が適正に保管、管理しているものと認識していることから、今後米軍当局が行う機体の詳細な検証、それからその立ち合い、関係資料の提供を継続して強く申し入れ、捜査の万全を期していきたいと思っております。

○前田政明委員 私が聞いているのはそういうことではなくて、その墜落のパイロットとか、そういう実行者の氏名なり、身分なり、所在地なり、そういうものはちゃんと確認されているんですか、ということを知っているんです。

○日高清晴刑事部長 県警察として航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反を視野に入れて、現在所要の捜査をしているところでありまして、現時点でパイロットなど関係者の人定の公表については、個人情報等の関係もありますので、そういう段階ではないと思っております。氏名については確定するために米軍に照会中です。

○前田政明委員 ですから今のところは確定していないんですか。

○日高清晴刑事部長 確定はしておりません。

○前田政明委員 これは普通の犯罪の場合に、どうなるんです。その容疑者といえますか、そういうものの氏名や住所その他が確定してない場合に、普通は考えられないんですが、その場合どうなるんですか。

○日高清晴刑事部長 確定するための捜査を続けます。

○前田政明委員 これは捜査というよりも、4名いて、救急その他含めて運ばれる、または現場にいて、マスコミに電話をしたりとか、新聞報道によると男性パイロット45歳とかいろいろありますが、これはそんなに壁が厚いものなんですか。要するにそういうところで米軍なりが当然我々に情報を公開せよということじゃなくて、皆さん自身が捜査するために必要な名前、年齢、所属そしてどこにいます。そうならないと基地の中に入ってしまったらこれは放免と言ったらおかしいが、普通どおりの生活で何事もなかったかのような形になるんですか。

○日高清晴刑事部長 現場ではもちろん本人に聞いています。聞いていますが、実際に本人が言ったのを裏づけるために、米軍当局に対して今特定するために照会しているところです。

○前田政明委員 その特定ができない法的根拠は何ですか。皆さんの捜査権、

初歩的なそういうことができない、わかっているもできない法的な障害は何ですか。

○日高清晴刑事部長 現在、米軍に照会しているところでございまして、これは日米地位協定に基づいて照会しているところです。

○前田政明委員 だからその日米地位協定第何条、どういうことだということ、それが県警察の初歩的な捜査権が及ばないということを説明してください。

○日高清晴刑事部長 これにつきましては日米地位協定第17条第6項(a)で、「日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出について、相互に援助しなければならない。」ということに基づいて米軍に現在照会しているところであります。

○前田政明委員 最近裁判権放棄の問題とか機密文書が公開されていますよね。そういうこととは関係ないの。

○日高清晴刑事部長 関係ないと思っています。

○前田政明委員 そういうことになるとまた戻りますが、この事故を起こした米兵などの身柄は今どういう状況になっているんですか。

○日高清晴刑事部長 これにつきましては、米軍当局の管理下にありまして、県警察としては今のところ基地内に所在するというだけで、それ以上のことは現在わかっておりません。

○前田政明委員 民間の場合にはどうなりますか。民間の場合にこういう事件、事故の場合の当事者というのは皆さんはどうするのですか。

○日高清晴刑事部長 民間の場合におきましても自宅に帰ってもらって、また取り調べをするときは出頭を求めて取り調べをするという状況です。

○前田政明委員 今回の場合は、普通の日本国民の属地主義だから本来は主権が及ぶべきだと思うんだけど、そういう面との極端な違いというのは、調べるときは調べると。今回の場合も調べるとき皆さんは米軍についてすぐいろいろ

調べることができるんですか。

○日高清晴刑事部長 もちろんこれは先ほども話ししましたとおり米軍との捜査協力というのがありますので、米軍の憲兵隊に対して出頭を求めて取り調べをするということになります。

○前田政明委員 これはいつからになりますか。

○日高清晴刑事部長 日時は未定ですが、きのうも米軍に対して申し入れをしているところです。

○前田政明委員 ぜひやはりここは日米地位協定の問題というのがあって、皆さんは一生懸命頑張って現場検証もやったと。そしてこれを差し押さえしようとしたと。しかしそれは同意が得られなかったと。事故を起こした当事者も調べようという形でやっているけれども、まだ米軍の関係で、一応わかりはするけれども名前その他、当然本人確認を含めたものがまだやられていないということで今はいいんですか。我々の理解としては。

○日高清晴刑事部長 その搭乗者の氏名等については現場で本人から聞いて、県警察としては一応把握しております。ただ、米軍からしっかりした回答がないというだけであります。あとはそういう状態です。

○前田政明委員 これは公務かどうかというのはどうなっているんですか。

○日高清晴刑事部長 県警察としては公務外だと見ております。ただこれについては米軍からさらにどうなのかということを知照して、今回答を求めているところです。

○前田政明委員 これは当然公務外、愛好会みたいなものだから、そう思いますが、この辺の公務と公務外の場合の皆さんの捜査上の権限その他の違いについて説明してくれませんか。

○日高清晴刑事部長 公務のときは米軍に第1次裁判権があって、公務外には日本国に第1次裁判権があると理解しております。

○前田政明委員 その場合に先ほどの密約だけど、90パーセント以上が第1次裁判権を放棄していると。よほど重要でない限り日本政府は第1次裁判権を放棄するという文書が最近明らかになっていますが、それは皆さんとしてはどう影響しますか。

○日高清晴刑事部長 これは国のものでありまして、県警察としてはそれに関係なく捜査を遂げていくと思っております。

○前田政明委員 それは日米の合意の中で県警察そのものがそういう捜査の制限、やったとしても第1次裁判権は放棄すると。だからそんなもんだという圧力とか制約とかはかからないと見ていいんですか。この事件は。

○日高清晴刑事部長 私はかからないと思っております。

○前田政明委員 そこはぜひちゃんとやってほしいと思います。あと緊急事態で、皆さんがテントを置いていたところ、私も現場に行ってその地主がいろいろな商売をしようと思ってプレハブをつくる、そういう確認をするのを1年余りかかってやっとできた。業者が入る予定がなかなか皆さんが規制をして入れない状況だったんですが、あれは地主に断りもなく緊急だからといって皆さんは占有、不法占拠する権限というのはどこにあるんですか。

○日高清晴刑事部長 他人の土地に立ち入るという権限につきましては、警察官職務執行法第6条に立入というのがありまして、警察官は、危険な事態が発生し、人の生命、身体または財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、または被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物または船、車の中に立ち入ることができるというのが根拠です。

○前田政明委員 そうだとしても、皆さんはどのような経過をとってきたんですか。地主との関係では。

○日高清晴刑事部長 現場は非常に緊急を要していたので、その土地を使って現場保存、現場付近の危害防止、事故の拡大防止のためにそこを一時的に使用したということです。

○前田政明委員 地主の方が入りたいということに対していろいろ経過がありますが、最初はどういう対応をしたんですか。

○日高清晴刑事部長 地主の対応なんです、当時現場保存の区域を外周設定しておりましたので、そこには立ち入れていないと思います。

○前田政明委員 現場に行きましたけど、別にテントを並べて現場の敷居の場所をやっていましたが、あれは割と落ちついた後にも入れないと。そういう面では夜墜落して、緊急に対応すると、仮にそれは緊急事態でやったとしても、その後地主の方が現場のそういう工事の基礎打ちその他含めて、現場確認しないといけないという面で、何度か入れてくれというのがあったんじゃないですか。だからその辺に対して地主に対してどういう態度をとってきたかという事実関係だけ説明してもらえませんか。それは私たちは名護市議会議員を含めて、地主の方から相談を受けていろいろやって経過があるものですから、そういう面で本人は非常に動揺していて、直接私たちはかかわってきていますので、皆さんがどういうことをしたのかということの事実関係だけ、どうこう言うことじゃなくて、そこはちゃんと説明していただけますか。

○日高清晴刑事部長 事案が発生して、現場を保存して立入禁止にして、その後翌日早朝から検証しているんです。しかもあれは現場の地主の立ち合いを得て、ずっと夕方までやっておりまして、終わったのが20時10分なんです。それ以降立ち入りはしているはずで、地主が当時現場の警察官に対してどういうことを言ってきたのかについては把握しておりません。

○前田政明委員 把握していないと、あれは警備課長か、皆さんはいるわけで僕は写真も撮ってあるけど、それはいいんですが、ただ私が思ったのは、この米兵の関係によって国道から本当にすぐそばだと。これは民家に落ちたらそれこそ大変だったということは絶対起こしてはいけないし、その中で緊急事態だったというのもわかりますよ。ただまた地主もそういう事情があったものだから、あの時点ではそれなりに中に入れてもよかったんじゃないかな。そしてそこで皆さんが説明したらよかったと思うんだけど、あの線からずっと入れない中で、うちの現地の名護市議会議員やうちの嘉陽議員を含めていろいろ私たちも地主から聞いて、これはまずいと、とにかく業者も来るなら1年くらいもかかってやってきて、きょうはその日なんだからということで、一応中に入れてもらいましたよ。しかしこういう事情なんで1週間後ということで業者の皆

さんも終わったみたいなんだけど、私が言いたいことは、いろいろな緊急事態だとしても、そこの地主に対して不利益になるような、一方的な排除ということだけではまずいんじゃないかなど。ですからそういう面では関係者の損害や、不利益をこうむらないような補償の問題とか、そういう周辺の問題が出てくると思いますが、これは今後どこがやるんですか。

○日高清晴刑事部長 補償の問題については県警察はタッチしておりません。

○上原昭知事公室長 現在、事故の概要について国に対して照会中ではありますが、例えばもし公務外における損害賠償ということになりますと、これは加害者である構成員等が賠償責任を負います。加害者が支払うことにはなりますが、加害者に支払い能力がない場合は、合衆国政府が行うということになります。

○前田政明委員 沖縄県平和委員会の嘉手納基地の離発着の調査で、金曜日や土曜日含めてセスナ機の飛行が非常に多いという調査結果の報道の発表もありますが、私も昔こういう調査活動に参加したことがあるんですが、結構嘉手納基地の周辺でセスナ機が飛んでいて、そういう面では新聞なんかを読みましたら、非常に起こるべくして起こるといえるのか、そういう金土日、嘉手納基地の本来の演習が少なくなったときにはこのセスナ機がかなり飛んでいると。そういう面でこういう事件というのは回数から言うと確率が高いという現場を見た方の、沖縄県平和委員会の事務局長の談話が新聞に出ておりましたが、知事公室長、そういう意味ではこの問題に対して県としては今後どうされるのか。

○上原昭知事公室長 今具体的な内容について政府や米軍に対して照会中でありますので、その結果を見て適切に対応したいと思います。

○前田政明委員 ぜひここは適切にやっていただいて、普通の日常の米軍のF15戦闘機とかその他の米軍ヘリコプターとかそういう事件、事故があると。さらにはこういう形での公務外だと当然思いますがセスナ機やその他米軍軍属、軍人の事件、事故が起こるといえるのは大変なことなんで、そこは先ほどの犯罪捜査その他含めて、属地主義で言えば当然日本の領土において我々の主権が及ばなければいけないと、そういう面では容疑者の身柄の拘束とか基本的なこともできないと、米軍を通してしかできないという形で、そういう意味では日米地位協定の見直しも含めて、今のあり方を変えていかないといけないと思いますが、そういう面では県としてもちゃんと抗議をして、こういうことがな

いようにしていただきたいということを指摘して終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 まず県警察の今後の捜査方針についてお伺いしたいんですが、今現在はこの機体は嘉手納基地にあるわけですよね。そういう状況なんですが、現在のところ原因究明にはほど遠い状況なのか。

○日高清晴刑事部長 ほど遠いということではないんですが、今機体については嘉手納基地に保管されておりますので、それに対して米軍も事故調査委員会を立ち上げておりますので、その検証に県警察を立ち合わせ、米軍がつくった書類については全部県警察に提供するというのを、現在米軍に対して申し入れしているところです。

○桑江朝千夫委員 新聞によりますと県警察はフライトレコーダー等の提出を求めていると書いてありますが、今調査報告を待っている状況なんですか。それとも私が聞きたいのは、今後基地内に入ってでも機体を調査するという行動もとられるのか、あるいはボイスレコーダーの提出を強く求めていくのか。

○日高清晴刑事部長 委員がおっしゃるとおり、あらゆるすべての捜査をやっていきたくて考えております。それとボイスレコーダーについて、この小型飛行機については普通積まないということになっているようですが、これが積まれていたのかどうかについても現在聞いているところです。

○桑江朝千夫委員 奄美空港で給油したとかしなかったとか、食い違いがあると聞いているんですが、その辺はどうですか。

○日高清晴刑事部長 それも含めて現在確認中のところです。ただ土曜日、日曜日にわたったので、向こうとしても休みの期間だったのでなかなか応じられないということもありまして、現在、照会をして確認中です。

○桑江朝千夫委員 機体を県警察としてはまだ不十分なんですよね。新聞の報道を読むとそう感じられるんですが、もっと調査していかないといけない。基地の中に入ってでも、そういう許可を得てでも機体を調査するのかというのを

聞きたいんです。あるいは今事故調査委員会に入れてくれと。事故調査委員会に加わる可能性はどうなんですか。

○日高清晴刑事部長 今委員がおっしゃるそういう捜査をするためには米軍の同意が必要なんです、基地の中に立ち入るということは。米軍の同意を求めてそのような捜査を進めていきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 補償関係について聞きたいんですが、先ほど前田委員が公務外、公務内で補償する側を聞いたんですが、例えば県警察が捜査した原因がAという原因、Bという原因、それによって補償の額というのは変わってきますか。

○上原昭知事公室長 原因が明らかになればそれに応じて当事者同士の話し合いであるとか、場合によっては裁判ということもあるかもしれませんが、それによって被害額が明らかにされ、それに対する適切な対応がなされるのではないかと、そう認識しております。

○桑江朝千夫委員 原因によって相当な、県民の感情にも及んでくると思うんですよね。その点から県警察には徹底的に原因を究明するために、あらゆる方法をとっていただきたいと望んでおりますが、どうですか。

○日高清晴刑事部長 その原因究明のために県警察としては米軍にその機体の検証の立ち合い、それに派生してつくられた報告書等の全部を県警察に提供するよう今現在求めているところです。それで捜査の万全を期して原因を究明していきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 私どもも10月24日の夕方から深夜までずっと現場にいて、幾つか感じたこともありますので県警察に幾つかお聞きしたいんですが、現時点で正確な原因というのはわかっていないという答弁ですが、燃料タンクが空だったとか、あるいは漏れていないという状況等々で、10月24日、25日両日県警察は現場検証をしているわけですから、現時点において県警察の情報を総合して、恐らくこの墜落の原因は何であったかという議論はされていると聞いてい

ますが、その辺はいかがですか。

○日高清晴刑事部長 現段階の捜査では原因が今のところ何なのかはつきり確定できておりません。

○玉城義和委員 私も奄美空港も含めてちょっと調べてみたんですが、恐らく給油したという情報は得られていませんね。したがってかなりそこは初歩的なミスというか、燃料がなくなったんじゃないかというのはほぼ、県警察も心証的にはそういうところを得ていると思いますが、恐らく極めて初歩的な原因だったのではないかということがあるわけで、これは県警察もそういうところはあるんだと、それは確定されていませんで言えないんですが、被害の状況はどうですか。これはどちらでもいいですが。現時点でどういう被害が出ていますか。

○上原昭知事公室長 現在、掌握しているところによりますと、さとうきび畑の被害と電線、それから停電があったということと、またさとうきび畑で火災があったということについて、そういう内容でございます。

○玉城義和委員 これは現場はきちっと見ていただいて、どういう被害があったか正確に把握する必要があるんじゃないですか。県警察ですか、それともどちらですか。

○上原昭知事公室長 今防衛省を通じて照会中でありまして、また消防本部のほうでもいろいろ調査をするのかなと思っております。

○玉城義和委員 いやそうじゃなくて、どこが責任を持ってやるんですか、こういうのは。

○上原昭知事公室長 ですから今防衛省等を通じて照会をしているところであります。

○玉城義和委員 現に被害が出ていて、さとうきび畑は焼けてもいるし、民家の畑も荒らされているし、この被害をどこが調査をするかというのは確定されていないというのはおかしい話じゃないの。米軍がやるんですか、こんなのは。

○上原昭知事公室長 我々は防衛省を通じて今照会をしているところであります。防衛省または米軍が調査をすべきじゃないかと思っております。

○玉城義和委員 極めて頼りない答弁で、いささかびっくりですが、こういう事件が起こっているわけですから、防衛省あるいは米軍かなどということをごろここで言われても、いささか現場の被害に遭われた方々については納得はなかなかできないんじゃないかと思えますね。そういう話がない限り補償の話は出てこないわけで、先ほど知事公室長が言われた公務外であるのとないのとは違うということではありますが、これまで公務外で被害者本人が負担能力がないと、したがって米国政府がこれを補償するという事例で、これをきちっと米国政府が補償した実績はどれくらいありますか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上原昭知事公室長から玉城義和委員の質疑に関する資料を持ち合わせていない旨の説明あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 これは私も調べてきたわけじゃないんで、ほとんどそのままになって補償が支払われていないんじゃないかと思うんですね。だから今の話で私はちょっと危惧するのは、防衛省か米軍かもあいまいな時点でこういう話なんで、これは魚釣りに行って遊んできたというのは確かなわけだからね、公務外ですよ、これは明らかにね。そういう中で補償問題は極めてあいまいになっていくんじゃないかというのが、私の非常に強い思いですよ。だから申し上げているんで、こここのところは県もきちっと対応してもらわないと、こういう状況では私は大変困ると思えますね。どれぐらい補償されたかもわからないのでは、それだけ県の関心が薄いということでしょう。公表されてちゃんとわかっている話ですよ。ところがそれがわからないというのでは、みんな泣き寝入りしているんですよ。たくさんの人たちがこの補償問題で。今度の問題も、恐らく今の状態だとうやむやになっていく可能性が非常に高いんで、そういうことが絶対にならないようにこれは申し上げておきますので、知事公室長、それに対して県の立場を表明してください。

○上原昭知事公室長 今具体的な内容について防衛省を通じて照会しているところでもありますので、そういった被害の実態、内容等についても明らかにするよう求めていきたいと思っております。

○玉城義和委員 その決意でやっていただきたいと思います。保管、引き取りの話に移りますが、さっき刑事部長がおっしゃるように、日米地位協定第17条第6項については、「日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出について、相互に援助しなければならない。」となっていますよね。これはつまり刑事部長もおっしゃっているように日本側からこれらの証拠について提出があった場合には、この文章で言えば相互に援助しなければならないとうたっているわけですよ、この第17条自体が。したがって私はこの第17条の条文の趣旨からすれば、当然こういうケースではもっと積極的に米軍としては沖縄県警察に協力すべきであると思うんですね。そこはどうですか。

○日高清晴刑事部長 それに基づきまして今、その事件だけではなくて過去の事件も全部証拠等の要請をしております。今後も今回の事件につきましても機体の検証の立ち合い、資料の提供を現在要請しているところでもあります。

○玉城義和委員 この第17条を受けて刑事裁判権に関する事項というのがあります。そのうちの第9という捜査等に関する事項というのがあります。これは、差し押さえまたは検証の要請は、最寄りの憲兵司令官もしくは当該施設または区域の司令官に対してするという文書がありますね。そういう意味で言えば例えば沖縄県警察は、いつどの時点で、どなたに申し入れをしたかを明らかにしてください。

○日高清晴刑事部長 口頭では現場で、米軍も対策チームをつくって現場に来ておりますので、階級は大佐なんですけど、この大佐に対して要請をしております。それでさらにきのうの6時30分に嘉手納基地の憲兵司令官に対して文書で要請したところです。

○玉城義和委員 きんのうの6時30分というのは機体が引き上げられた後じゃないですか。

○日高清晴刑事部長 機体についてはもう現場で要請しています。

○玉城義和委員 私はやっぱりこれは現場のどういうクラスの人かわからない、現場でやるんじゃないでして、やっぱりきちっと県警察の正式文書で、私は嘉手納基地の司令官にやるべきだと思いますよ。これはもっと早い時点で、事故が起こった時点で当然やっておくべきで、機体が引き上げられて口頭で現場で一引き上げられた後にやるというのは私はちょっと違うんじゃないかという感想を持っているんですね。だからいつの時点で、だれがどういう文書でやったか、それについて白黒はっきりさせないと、あいまいになりますよね。その辺はどうですか。

○日高清晴刑事部長 現場で緊急対策チームの、向こうも責任者であるので、直接現場で機体を引き上げない前に、現場で要請しております。それとともに憲兵隊が県警察のカウンターパートになっているので、何をするにも憲兵隊を通すということなんです。それで憲兵隊長に対してそういう要請をしているところです。

○玉城義和委員 知事公室長にお聞きしますが、この普天間飛行場の、沖縄国際大学に落ちた事故を受けて、2005年だと思えますが、類似の事故に対してどうするかという日米のガイドラインができていますね。このガイドラインをつぶさに読んでみると、今回の米軍の引き上げについて明確に書いているわけですね。合衆国側は、すべての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持するという、要するに県警察が一方ではこの第17条等を盾に押収や証拠品として差し押さえをしようと頑張っているのに、一方ではこのガイドラインでそういうものは全部米軍が管理するんだというのがあって、まさにこれはナンセンスな話で、何のために沖縄国際大学の事故があってガイドラインをつくったのか、むしろ米軍の優位性を改めてオーソライズするようなもので、こういう文書は。私は改めて読んでみてとんでもないことだと思いますね。県警察がどんなに頑張っても、こういう文書で既に10月24日の夜には米軍と外務省が既に合意しているじゃないですか。この文書に基づいて。こんなナンセンスなことを一方でやっていて、地元で県警察が頑張ったってこんなのはどうにもなりませんよ。それについて県はどういう対応をされたのか、どう県警察をサポートされたのか、行政、知事として。10月24日の夜には既に機体は米軍が保管するというのを合意しているんですよ。このガイドラインに基づいて。こんなことを一方でしながら、県警察がいくら現場でやったって、これはどうにもならないことになっているんじゃないの。県はそれを見ててどうい

う対応をされましたか。

○上原昭知事公室長 10月25日の午前中に第18航空団司令官及び在日米軍沖縄地域調整官に対して、沖縄県警察の捜査に協力し、今回の事故原因の徹底究明と公表を行うとともに、事故の再発防止と安全管理の徹底について強く申し入れたところであります。

○玉城義和委員 知事公室長、このガイドラインについては民間区域に落ちたものを、すべての残骸とか部品を米軍が持って帰るようでは、これは日本側の捜査はできませんよ。ここはぜひとも今度の事故を契機に、この部分については見直しをするということが必要だと思いますね。県として外務省なり防衛省に申し入れるということをぜひやっていただきたいんです。いかがですか。

○上原昭知事公室長 第17条関係の裁判権の関係ですが、米国の財産に係る検証等の実施ということで、これは平成17年度以降涉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じて毎年外務省、防衛省等に要望しております。その中で、日本国の当局が搜索、差し押さえまたは検証を行う権利を行使する旨をきちんと明記することという要請を毎年行っておりまして、今後また今回の事故の結果の概要が明らかになれば、それに対して適切な対応をしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 日米地位協定等は軍用機が前提になってものが組み立てられているんですね。だから軍の機密だとかそういうことが前提にあって、いろいろな条文が組み立てられているので、今回のようにまさにこれはレジャー用のセスナ機ですよ。こういうものまで軍事機密と一緒にして持ち帰るとするのは、まさに日本の主権に対する紛れもない侵害ですよ。日本の警察は手も足も出ないじゃないですか、これでは。だからこの部分は私は、軍用機ならともかくレジャー用の民間機まで軍用機扱いにしていくというのは、日米地位協定の拡大解釈以外の何物でもないので、これを機会に県として改めて沖縄県独自で、涉外関係主要都道県知事連絡協議会などと言わずに、外務省なり防衛省に知事名できちっと申し入れるべきだと思うんですね。ひとつその決意表明をしてください。

○上原昭知事公室長 先ほどに加えて、現在の事故現場での統制等も日米共同でやるようなところまで今はなっていますが、そうでなくてやはり日本国

当局の主導のもとに行うべきであるという要望も、渉外関係主要都道県知事連絡協議会と一緒にやって行っております。そのようなことが今後実現されるよう、渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通じても要望しますし、また必要に応じて県独自の要請も行いたいと。日米地位協定の見直しについては、知事としても政府や国会の先生方が来県される場合にはその都度申し入れておりますし、今後とも機会があるごとに申し入れは行う必要があるだろうと考えております。

○玉城義和委員 そういう一般論を言っているわけじゃないんでね。今回の特定の事件が起こったところの対応としてどうかと。日米地位協定第17条というのが好意的に対応しなければならないという文脈なんですよ。それをどんどんいろいろな議事録なんかで縛りをかけていって、そして最後にこのガイドラインでもそれに輪をかけて、本来は逆の方向をすべきものをすべてアメリカ合衆国が引き上げるんだという逆の話になっているところが、私は大変問題だと思っているわけで、これはぜひこれを機会に県として申し入れていただきたいと。それからもう一点、県警察にお伺いしたいんですが、我々は10月24日の夕方から名護市議会議員団も含めて国会議員も見えておりましたが、ずっと現場にいて、地元の人なんかも一切情報がなくて、機体がどうなっているのか、何が原因なのかわからないわけで、私は夜1時ごろまでいましたが、どんどん地元の人に来るわけですね、区長も含めて。ところが私どもは現場の県警察の方に中間報告をしてくれと、どういう状況なのか再三申し入れたんですが、聞き入れてもらえないわけですね。私はやはり地元の人が、各区長も来て、そういうことを言っているわけだから、当然私は県警察としては言えないこともあるかもしれないけど、言えることもあるので、大まかな状況やそれぐらいは地域住民に当然報告する義務があるんじゃないかと思うんですね。どうですか、県警察としては。

○日高清晴刑事部長 県警察では10月25日、サトウキビ畑の検証を行うに当たりまして、管理者に対して状況は説明しております。ただ本件につきましては、捜査中の事案で検証中でもあったということで、長いこと立入禁止という措置をとりましたが、その終了間際に区長に対して現場の警察官がそうした理由等を説明しております。

○玉城義和委員 現場の警察官が区長に説明したというのがよくわかりませんが、10月24日の6時半ごろからずっと同じような状況が続いて、煙も立ってい

て、隣近所の奥様方が来て非常に不安そうなことを訴えられていたにもかかわらず、県警察が説明をしなかったと。このガイドラインというのを見てもこう書いてあるんですよ。制限区域への立ち入りは、立ち入りの権利及び必要性を有する者に限定されると。外周線、内周線というのがありますね。僕はそういう意味では地域の区長や関係者はそれに該当すると思うんですよ。そういう方々に対しても私は説明すべきであったんではないかと思っています。だからこれは米軍との関係ではないんですよ。要するに立入許可を得るための要請は、日本国の責任を有する職員またはその代理に負託されると。つまり地元の県警察の権限でできると書いてあるんですよ。関係者、必要な人の出入りは地元日本国の責任者の責任でできると書いてあるわけだから、これは米軍との関係ではないんですよ。私はそれぐらいのことはむしろ日本国の主権を代理する県警察として誇りを持ってむしろやるべきではないのかと。すべてアメリカの仕切りの中でやっているわけだから、その辺くらいはひとつ誇りを持って県警察としてやるべきことではないかと思うんですよ。これからのことも含めてひとつ県警察の御意見と決意表明をしていただきたいと思います。

○日高晴晴刑事部長　今回非常に混乱する現場でそうなったと思いますが、今後委員がおっしゃるように適切な対応をしていきたいと思っております。

○玉城義和委員　時間があれば航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の中身もやりたいと思いましたが、あとの委員も控えておりますのでこの辺で。最後に1点だけ。これは民間機であることは間違いないわけですから、これからの捜査について、例えば航空機事故で飛行機が落ちたときにお出ましをいただく運輸安全委員会の調査はこの場合は適用されないんですか。

○日高晴晴刑事部長　軍の所有する飛行機であるので、その辺定かではないですが、今回適用されないのではないかと思います。

○玉城義和委員　非常に治外法権的な植民地主義的な対応だと、私も現場で非常に強く感じました。県も含めてこういう事故に対して個別に一回一回厳しく対応していくということが必要なんで、一般論にすりかえないで毅然とした対応を県警察も沖縄県もやっていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長　ほかに質疑はありませんか。

吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 今回の事故についてはあってはいけない事故が発生して本当に遺憾だと思っております。このカデナエアロクラブという軽飛行機なのですが、1999年にも嘉手納弾薬庫内に不時着したということもあります。そのときに民間住宅上空は飛行しないということもやっているわけなんです、今回の現場を見ると民間地上空になっているわけですね。そういうことで先ほど来ありますとおり原因の究明等にはまだ至っていないわけなんです、民間の問題と、それから先ほどもあったとおり訓練についてもまだタッチ・アンド・ゴーもやられているという状況なんです、この点についても県は掌握して、これに対して何ら改善等の申し入れはされなかったのかどうかということをお伺いします。

○上原昭知事公室長 事故の後、平成12年に米軍側から説明があったわけですが、民間地区上空を飛ばないということではなくて、着陸の際、代替航路をなるべく飛ばないようにして、決められた航路の認識を徹底するという形で説明されております。ですから、なるべく住宅密集地を避けたような航路を飛ぶように徹底するようにということを米軍側としては、対処策として発表いたしております。それから先ほどのタッチ・アンド・ゴーですが、セスナ機についてタッチ・アンド・ゴーがあるかどうかについては確認しておりませんが、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会の目視調査によると、8回ほど離発着があったと。タッチ・アンド・ゴーがあるかどうかについては確認はされておられません。

○吉元義彦委員 今回の事故の飛行ルートを見た場合、決して海上から入ってきているのではないんじゃないかと、民間上空を飛行しているということなんです、その点についてはどう認識していらっしゃいますか。

○上原昭知事公室長 これについては現在、防衛省及び米軍に対して照会しているところですが、その中に飛行経路も含めて明らかにするということについて照会しているところであります。

○吉元義彦委員 それから先ほど玉城委員からも補償の問題についていろいろ提言されているんですが、この件についても私はぜひ地元の、特に地主当たり、耕作者のことが補償問題については十分されるべきだと思っております。特に消化液によるさとうきび作物への影響なども含めて、これは連作障害が起こらな

いのかという点も含めて調査をし、徹底した補償をされるべきだと思っておりますので、その点について県のさらなる決意をお願いいたします。

○上原昭知事公室長 もし今回の事故が公務外ということであれば、基本的には加害者が被害者に対して補償を行うというのが原則になるかと思いますが、それに米軍がどうかかわっていくのか、その辺も出てくるとと思いますが、いずれにせよ被害の実態を明らかにして、関係者はきちんと補償を行うべきでありまして、その辺については先ほど申し上げましたが県としても防衛省等を通じて申し入れていきたいと思っております。

○吉元義彦委員 ぜひこれが実行できるように県も側面からしっかりと見守っていただきたいとお願いしたいと思います。それから先ほど現場での検証あるいは地元それから私どもを含めて議員に対する現場へ入れる入れないの問題についてなんですが、先ほどもあったとおり、これはぜひ、現場を預かる県警察の皆さんを含めて大変だったと思うんですが、何らかの関係者への説明については誠意を持ってやっていたいただきたいということと、それから現場検証を終えたら関係者、いわゆる地元区長を含めて行政員の皆さん、それから議員に対しての立ち入りを認めると、検証を終えたらその時点で入れるという話をお伺いしたんですが、その点も実は実行できていないと。もう撤収して全部片づけた後、現場に入れさせてもらったということなんですが、これは絶対検証後に入れることによって、やはり地域への説明責任も果たせるのではないかなと思っておりますが、この件について刑事部長の見解をお願いします。

○日高清晴刑事部長 検証が非常に時間がずれていたということもありまして長時間検証をやったんですが、検証が終わらないと立ち入りはさせられないと思っております。それで検証が終わった時間に米軍はその機械を撤去していったということでありまして、検証終了間際に区長にも説明して、終わった後立ち入りしてもらっております。今後これについて適切な対応をしていきたいと思っております。

○吉元義彦委員 検証が終わって入れてもらったんですか。そうじゃないと僕は聞いているんですが。

○日高清晴刑事部長 検証した後、機体を撤去してその下の土を押収しないと、土の中に何が混ざっているのかがわからないので、その土をとった時点で検証

は終了なんです。だから機体をどかさないとその検証が終了しない。それで機体をどかしてもらったということと、ただその機体を運ぶために大型トレーラーが入っているので、夕方にもなっていたので非常に危険であったので規制をして、それで機体をどかした後、土も採取して立ち入りをさせているという状況です。

○吉元義彦委員 だからそういうタイミング的な問題も含めて、これは機体を撤去して土壌を採取するという問題もあると思うんですが、この前にこれは可能だと思いますよ。ぜひ現場というのを間近に一地域の代表者あたりに区長を初め行政員の皆さんには見せるべきだと思いますので、こういうこともできないのかどうか再度お願いいたします。

○日高清晴刑事部長 見せるというのは今のところ検証が終了していないので、ただ検証が終了しても現場にそれがあるというなら話は別なんですけど、検証終了とともに撤去して土をとらないといけないという状況であったので、今回そうなったんじゃないかと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 きノウ私も行きましたが、のどかなさとうきび畑のああいっただ地域に突然セスナ機が落ちてくる。そういったことがこれまでいろいろな事故があった中で、何の反省もなくまた今度もいろいろな形で日米地位協定の壁が大きく立ちはだかっていることに、とても憤りを感じています。そういった意味できノウ行ったときに消防の方がいらしてて、私は機体を撤去した後に行ってきました。そうしますと機体が落ちたところは全く何の炎のかけらも焦げた跡もないです。その近くは電線にひっかかったさとうきび畑が広範囲にわたって焼け焦げている。そういうことを見ても、燃料切れということは単純に何も知らない私たちから見ても、何の一滴も燃料が入っていなかったんじゃないかという状況を感じ取れますが、当初の発表の中では燃料を補給した後にということがありました。その後調べてみると燃料補給されていなかったと。刑事部長のほうはその件について、土曜日、日曜日もありましたし詳細についてはこれから調査していくということがありましたが、報道ではしっかりとわかっていることなんですよね。報道ではわかっていて、警察の権力でもってそういうことがしっかり調査できないということがとても矛盾を感じているん

ですが、その辺をもう一度詳しくお願いいたします。

○日高清晴刑事部長 これは土曜日、日曜日もあったというのは、口頭では県警察としても電話もありますのでそれは確認できます。ただ文書でもって今照会して、文書で回答を求めているというところです。

○山内末子委員 そうしますと機体自体が、先ほどから何度もあります、軍用機でもないですし、レジャー専門の航空機ですよ。レジャー専門の航空機をその日米地位協定の段階で財産権の行使ということでそれができるのかどうかというのは我々素人から見てもそんなの皆さんそう思っていると思いますが、そういうところからしてみますと、県警察としてはその件について、レジャー専門の航空機が落ちたということで今米軍のほうからの調査を待っている。機体はこちらにないですから。でも今の現場を見ながらそういったところでの航空機が落ちた想定で、米軍機ではなくて、航空機が落ちた想定で調査していくという、そういう独自の調査をしながらそれを照らし合わせるということも方法として考えられるんじゃないでしょうか。その辺の航空機法とか法的な問題ですが、そういう観点から予定がないのかどうなのか。

○日高清晴刑事部長 これはレジャー目的のセスナ機ということではあるんですが、米軍の財産なんです。その財産となると刑事特別法の適用を受けるんです。だからそこで普通の飛行機事故みたいにさっさとできないという、日米地位協定にのっとなって県警察としては進めるという方法をとっているんです。

○山内末子委員 そのことは今までの中でわかっているんですよ。それを一歩踏み込んでというつもりなんです。そういうことをやっていかなければ、これまでもいろいろありました。そのさらに一歩ということは、県警察が日本国として我々がどう対応をこれからしていくかというところの大きな基準にもなってきますので、その件はこれから吟味していただきたいなと思っていますけど、どうですか。

○日高清晴刑事部長 警察としては法と証拠に基づいて仕事を進めていくということなんです。だからそういう法律があるので法律にのっとなって仕事を進めないといけないというところなんです。

○山内末子委員 ですからそれを航空機法とかそういうものと照らし合わせ

て、しっかりとその辺をやっていただきたいということですよね。それともう一点、きのうでしたか、第18任務支援中隊の司令官が名護市のほうに謝罪に行っております。その中で住民の側からは名護市ではなくて地域住民にぜひこれは謝罪をしてほしかったと。これは当然だと思うんですよね。一番最初に被害があったところに出向くべきでありますし、そこに行って現場も見て、その中で地域の皆さんに謝罪をする。そしていろいろな形でこれからの補償問題とか、今後のことはこれからやりますという誠意ある態度というのが全くないということ、県のほうとしてはどのように考えておられますか。

○上原昭知事公室長 やはり米軍司令官はきちんと対応すべきだろうと。ただ具体的にどのようなことをやるべきか、県としてその辺についてはコメントしかねると思います。

○山内末子委員 県としてではなくて、米軍のほうからしっかりと地域の皆さんに謝罪をすべきだということを、県のほうからしっかり申し入れするということは、これは絶対必要じゃないですか。

○上原昭知事公室長 県としてはきちんと要請等を行っておりますし、今後事故原因等がこれから明らかになってくると思いますので、それを見て適切に県としても対応したいと。その中で米軍にどういうことを求めるのか、それも含めてきちんとやりたいということでもあります。

○山内末子委員 事故原因というのはあくまでも後のことです。実際に起きたことに対して謝罪をするべきだということです。原因はこれからしっかりと究明していくでしょう。ですけど起きたことに対しての謝罪はすぐにやらなければいけないことだと思いますし、住民に対しても今本当にのどかなところいきなりセスナ機が落ちてきたということで、恐怖と不安というのがありますよね。そういう恐怖と不安を除いていくためにはまず謝罪をしてから、それからですよ。謝罪について米軍のトップである方がしっかりと謝罪に行くということは、これは人間の道理だと思いますが、その辺のところを県としてしっかりとやってくれということの申し入れくらいしないと。あくまでもただ向こうがやることに対して見守っているだけではいけないと思うんですが、もう一度お願いします。

○上原昭知事公室長 今後は適切に県としても対応していきたいと思っております。

ます。

○山内末子委員 それともう一つ。きょうの報道にもありました。地域の皆さんからは子供たちも含めて現場をしっかりと見ている皆さんたちに対して、精神的なケアですとかそういうことが必要だという声がありますが、そういうことについて県としてどのような対応をとっていかれるのかお聞かせください。

○上原昭知事公室長 地域に対してどう県として何らかの対応ができるのか、地元あるいは関係機関等とも相談しながら、適切に対応していきたいと思っております。

○山内末子委員 今回あくまでも人身的な被害はなかったですし、また住民の皆様にも財産的な損害ということではありますが、やっぱりそれを見た皆さんに対しては、精神的な被害というのは大変大きなものがあると思います。はかり知れないものがあると思いますので、専門的な臨床医の皆さんですとか、そういうことも含めてぜひ積極的に県のほうも一緒になって対応していただきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 もう出尽くした感じがするんですが、一、二点。米軍所有のセスナ機が民間地域に墜落したということで、県警察はその検証、事故原因がどういうことだったのかということで現場に行ったわけですね。検証は米軍と県警察の双方立ち合いでやったというんですが、事故原因を究明するために十分なる現場における検証はできたんですか。それともできていないんですか。終わったんですよね。

○日高清晴刑事部長 現場での検証は実施しております。

○具志孝助委員 機材が米軍所有であるということで撤去されたわけですね。そのことによって現場における検証が十分にできなかったということがあっては断じて許されないわけですね。そこを大変懸念をして改めてお聞きするわけですが、県警察の責任を全うするための検証を十分にできたと思っておりますか。

○日高清晴刑事部長 現場での検証はできておりますが、機体についての検証はまだ県警察のもとではやられていないという状況です。

○具志孝助委員 それでは機材に対する検証は現場でなければならない部分は終わったということですね。あと事後もう一回検証したいと、これはどういうことなのかと、やっているうちにわかってきますよね。例えばガソリンがなくなったというのは、ガソリン切れで落ちたのか、あるいは不時着を余儀なくされて、ガソリンを持ったまま不時着したらそれは二次災害に発展するわけですから、ガソリンを全部使い切ってから不時着するというのも、私は当然だと思うんですよね。だからこれは燃料切れで落ちたのか、そうじゃなくて燃料は最初から消費するために空っぽにした。そこは適切な対応だったかもしれないですね。この辺は今後の検証に待たれるわけですね。乗員からの聞き取りだとかでわかってくると思うんですが、機材の検証が残っているというんですが、この機材の検証については保障されておりますか。米軍側からですよ。いかがですか。

○日高清晴刑事部長 飛行機については嘉手納基地に運ばれて保管されております。それで米軍としても事故対策チームを立ち上げて原因調査をすると。その調査、検証に対して県警察も立ち合わせてくれということと、それに付随してつくられる資料については県警察に提供してくれということは文書で既に申し入れてあります。ただこれが保障されているのかされていないのか問われたら、そういう申し入れをしているということですよ。

○具志孝助委員 前後しますが、捜査当局の県警察としては、機材が撤去されました、現場での検証が終わったというわけですから、あの時点で撤去されたことについては検証上、捜査上支障があるとは判断していないですね。本来であればもっと十分に現場において捜査すべきだと思っているということなのか、もう現場における捜査は十分だから、それは米軍側が撤去しても何ら支障はないと判断しているんですか。

○日高清晴刑事部長 検証を終えた時点では現場での検証はできたと思っております。ただ今後何かそこで捜査項目が出てくる。捜査というのは進展に従って出てくるということがありますので、それを加味すれば十分かと言われたらそこまでは言えないんですが、現場での検証は既に終わっております。

○具志孝助委員 機材の調査は終わった、あとこの機材が落ちた土ですね。土壌の調査もやらないといけない。そのためには機材の撤去はやむを得ないという説明だったわけですよ。ただ米軍が証拠隠滅、一般県民側からすればそういう疑いを米軍に対して持つわけです。証拠隠滅を図るためにできるだけここを早く立ち去って、もみ消しにしたいというものがあるんじゃないかという疑いがあるものですから、この辺はしっかり県民に説明する責任がありますよ。そうであるとすれば許されないし、いやそれは全くありませんということならばそうであると。今の説明では証拠隠滅でも何でもないと。十分に現場における機材の検証は終わったと。あとは地上の物の検証が必要なので、これを撤去せざるを得ないということで撤去されたということですよ。

○日高清晴刑事部長 はい。

○具志孝助委員 あと問題は、事後持っていかれました。これに対してもう一回見たいというのが当然出てきますね。証拠物として見たいと。これは保障されているんですか。県警察が機材をもう一回見せてもらいたいということについては、米軍側は大いに協力することになっているわけですか。捜査当局としては。

○日高清晴刑事部長 これは日米地位協定に基づきまして米軍の捜査協力を得てということで、現在機体の検証の立ち合いをさせるようにと申し入れをしているところです。

○具志孝助委員 警察当局としては、許されるならこの機材は自分で持って保管したいというお考えですか。それとも十分に提供してくれるのであれば別段保管はどこであっても構わないと、捜査上支障はないですか。

○日高清晴刑事部長 県警察としては差し押さえするために裁判官からの令状も請求しております。

○具志孝助委員 本来であれば自分で確保したいということだったけれども、米軍側の財産権の問題で米軍側が持ち去ったと。それについては遺憾でありますか。

○日高晴晴刑事部長 これについては日米地位協定で捜査協力を得るとなっておりますので、日米地位協定に基づいて検証していきたいと思っております。

○具志孝助委員 そもそも米軍は日米地位協定ということで民間側、我々のほうに不利で、米軍側の身分、地位、権利を保障するために日米地位協定があって、常に米軍の事件については我々は被害者意識を強く持っています。そういった意味合いでは先ほどからありました、地元の方々はどうなっているんだと、また米軍の力で一方的に目隠しをされていると、説明もされないという批判があるんです。常々我々は思っていますから、そういう意味合いでは、捜査の支障になってはいけないけど、捜査当局として可能な限りの説明責任を果たすべきだろうと思うんですよ。宜野湾市におけるヘリコプター墜落事故のときは、警備まで米軍がやって排除したんですね。あれは相当に批判されましたし、私も大変残念で悲しく思いました。しかし、今回は県警察がやったんですね。外側はちゃんと皆さんがやっていました。それでも私も現場に行っただけですね。一切立ち入りを許さないし、捜査上の問題ですから立ち入りはできないかもしれないと思うんですが、そういう意味で、民間側同士の事故であればそこまで配慮しなくても、米軍に対してはそういうのが必要ではないだろうか。そこで、捜査に支障になってはもちろん、一義的には捜査が大事ですから優先されるべきですが、私はあそこには米軍関係の事故については県警察は捜査員だけじゃなくて、広報担当の人の立ち合いを入れて、可能な限りの情報提供、説明を今後やるべきじゃないかと思えます。皆さんは捜査に集中しないといけないわけですから、何人たりとも入れない。西銘恒三郎国土交通省政務官も一緒に行きましたよ。一切入れなかった。私は住民感情はそれを許さないと思ってかけ合ったんです。まずいぞ、こういうことであってはいかんと思ってかけ合っても一切入れない。しかしそれも捜査に支障があつてはと、一義的には捜査が大事ですから、これは理解するわけですが、配慮として米軍絡みの事件、事故については、広報担当者も現場に派遣して、可能な限りそういう民間側の感情に理解を示すべきだと。捜査をやればいいと、それが我々の責任なんだと。わかるけれどもそういう配慮があつてしかるべきだと思うんですが、いかがですか。

○日高晴晴刑事部長 委員がおっしゃるとおり、今後適切に検討していきたいと思えます。

○具志孝助委員 ぜひそういう米軍人、軍属絡みの事件、事故については、捜

査当局だけじゃなくて広報担当者も現地に派遣して、可能な限りの情報説明というのが私は必要だと思っておりますので、ぜひ検討お願いしたいと思っております。

知事公室長のほうにお伺いするんですが、今回の新聞報道でカデナエアロクラブの事業というか、いわゆるレクリエーションですよね。機材が米軍機材であるということは、玉城委員からもありましたように、どうも日米地位協定を拡大解釈して、すべてにおいて日米地位協定で米軍の身分を保障してあげようという配慮のもとに、この軽飛行機が全く軍事とは関係ないレクリエーション用の機材でありながらそういう形にするというのは、日米地位協定の拡大解釈。日米地位協定で保障されている米軍の行為というのは、我々との関係において常に優位になっているわけですから、彼たちは横着な行為に発展する可能性があるわけです。だから我々としてはそういうことがあってはならないんです。日米地位協定に書いてあるのはもとよりであります。そういう施設の管理や機材の管理、それを結果として米軍の地位を拡大解釈させるため、そういうことであってはいけないわけだ。したがって、これを機会にこういうレクリエーション的な施設、あるいは機材、財産、しかも公務外でもっぱら使われるものについては、そういうものであってはならないと思うんです。財産権の管理者を米軍に置くことによって、日米地位協定の中ですべてが保護されていくということは好ましいことではないと思うんです。これを機会にこれらの施設、財産、全く軍事とは関係ないようなものについては今後検討して、米軍側にそれは民間同様に対等な形でやるべきだと、そのことによって緊張感を持って、事件、事故の未然の発生につながると思うんですよ。こういうことを検討して、米軍側に強く申し入れる必要があると思っておりますがいかがですか。

○上原昭知事公室長 現在、財産が米軍であるということは言われていますが、それが軍用機に当たるのかどうなのか、あるいは今回の飛行が公務なのか公務外なのかを含めて、今具体的な内容を明らかにするよう求めているところであり、今後のそういったエアロクラブ所属の飛行機が、どのような形で運用されるべきか、これは検討を要する事項だと思いますので、その辺も含めて検討し、また運用の適正化について米軍のほうにも求めていきたいと思っております。

○具志孝助委員 私が申し上げたことは、今知事公室長がおっしゃられたことは当然の話ね。機材が軍用として使われるか使われないのかちゃんと調べることは当然のことであるわけですが、全く軍事とは関係ないような施設も、軍の財産としておくことによって日米地位協定の拡大解釈につながるようなこと

であってはならない。そういうことについてはそうあってはならないという申し入れをすべきだと私は申し上げたんですよ。今回のセスナ機も含めてほかにもあると思うんですよ。そういうことを今後この機会に米軍側に申し入れる必要があるんじゃないかと言っているわけですから、そのことについてどうお考えですか。

○上原昭知事公室長 日米地位協定のあり方も含めて、それからいろいろ細かい事故原因等も含めて照会中で、それを踏まえて県として今回の事故に関してどのような申し入れとか要請を行うべきかは、これからきちんと検討していきたいと思っておりますので、そういう娯楽、福利厚生関係の施設等のあり方もやはり日米地位協定の中でどのように検証するか、その辺も少しきめ細かく研究する必要があると思っておりますので、今委員がおっしゃったことも含めて検討していきたいと考えております。

○具志孝助委員 この日米地位協定というのはセスナ機であれ、例えばレジャーボートというのものもあるかもしれませんよ。もっぱら遊びに使うはずの、公務外でやっているにもかかわらずこれは米軍の所有物だということで、そこで事件が発生してもまた日米地位協定どうのこうので十分なる対応ができないということがあってはいけないので、この辺のところはきっちりと明確に軍事とプライベートのレジャーとは違うのでやるべきだと、線引きをすべきだという申し入れをやるべきだと私は申し上げておりますので、検討してください。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 10月25日の琉球新報の朝刊に、また米軍憲兵隊が名護署で現場の合同捜査を求めたが、同署はこれを拒否したとあるわけですが、これは事実なのか、もし事実だとしたらどういう駆け引きがあって拒否ということになるのか説明していただければ。

○日高清晴刑事部長 そういう事実は把握しておりません。

○玉城満委員 それともう一つ。米軍は機体の撤去を県警察に要請したが、県警察はこれを拒否したと報道されているんですが、これも事実なのか。もし事実だとしたらなぜ拒否したのか。

○日高清晴刑事部長 これについても県警察としては把握しておりません。

○玉城満委員 ということはこの報道は確かじゃないということですかね。こういう報道で事実を確認していないということがあるかもしれませんが、やはりこういう報道がされたということに関してはいち早く、どういう経緯でそういう報道が流れたかとか、そういう調査をやるべきじゃないかと僕は思う。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 知事公室長にお尋ねしますが、先ほども住宅地上空の飛行を極力行わないということのをこれまでの事件、事故を通して日米で合意しているというんですが、今回の事故で私も明らかに住宅地域を飛んできているなど感じているんですが、その辺これまで県は検証等はされてきているのですか。

○上原昭知事公室長 そういう小型セスナ機について、どのような飛行経路をやっているかについては県としては検証しておりません。

○上原章委員 ぜひ今後のこともありますので、民間地域でましてやこういったレクリエーション的な飛行機が落ちているわけですから、ぜひ極力住宅地域を飛ばないというのをただ信じるだけではなくて、これを検証して、明らかにこれが住宅地域を飛んでいる飛行経路ということであれば、即刻要請すべき県の責任だと思うんですが、いかがですか。

○上原昭知事公室長 事故の状況を今照会中で、その中で飛行目的や飛行経路なども明らかにするよう申し入れているところではありますが、やはり航空の安全についてはこれは徹底して米軍側は安全の確保に努めるべきでありまして、そういう中で住宅地上空も極力飛ばないようにすべきだということについては、県としても今後申し入れを行っていきたいと考えております。

○上原章委員 新聞報道でも、今回の乗組員の一人は名護署の調べに対して、遊びで奄美大島に行つたと。エンジントラブルではないが原因不明で高度が下がり電線に引っかかったと。そういった話をしているということは、本当に日常の中で沖縄の上空を、ある意味では住宅地上空も飛んでいるんじゃないかな

という思いがするわけですね。県民が本当に安心して生活するための県の責任として、日米が今合意の中で現実には私は目視もしながら、多くの人たちが住宅地上空を飛んでいるということをおっしゃっているわけですから、県はこの辺の検証をやる責任は私はやっぱりあると思うんですよね。今回どういう再発防止、また日米サイドからどのような検証結果が出てくるか、それはそれとして、今後のことも含めてぜひこの辺の検証は県が積極的にやって、日米の答えをただうのみにするだけでは、県民の生命は守れないんじゃないかなと私は思いますが、最後に答弁お願いできますか。

○上原昭知事公室長 目視による飛行経路の検証などについて、現在嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会が協力しながら行っておりますので、我々としても市町村と協力しながら、県としても努力はしていきたいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

よって、米軍人操縦の小型飛行機墜落事故についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について今後の審査の参考とするため、視察・調査日程についてを議題とするかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。
休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程についてを議題とするかどうかについて協議を行った結果、意見の一致を見なかった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

先ほど、審査した米軍人操縦の小型飛行機墜落事故について議員提出議案と

して、意見書及び抗議決議を提出するかどうかについて休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書等の提出について協議を行った結果、与党側から持ち帰り検討したいとの申し出があり、協議の結果、持ち帰り検討することになった。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子